

～申告は郵送で！～



例年申告会場は、混雑します。

申告書は、記載例を参考に記入してください。

なお、申告はできるだけ郵送をお願いします。(返信用封筒を同封しています。)

平成29年度分以降の申告書には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

提出用

平成 年 月 日提出

氏名 尼崎 東七松町1-23-1

生年月日 平成23年10月1日生

個人番号 123456789012

世帯主氏名 尼崎 一郎 世帯主との続柄 本人 電話 06-6489-6251

本人の職業 会社員 勤務先(事業所)名 ○○商店

勤務先(事業所)の所在地 尼崎市三反田町1-1-1 電話 06-6489-6250

障害者 寡婦・寡夫 勤労学生 未成年者

交付年月日 身精療 死別・離別 その他 学校名 平10.13以降に生まれた人

2. 扶養親族欄

平成29年中の所得の金額が76万円未満の人(給与収入の場合は、141万円未満の人)

氏名 尼崎 花江 生年月日 23.8.5 居住形態 同居 障害者に該当する場合 H8年2月3日 身精療

配偶者 ①給与収入金額 850,000円 ②公的年金等の収入金額 0円 ①及び②以外の所得の金額 0円

平成29年中の所得の金額が38万円以下の人(給与収入の場合は、103万円以下の人)

氏名 尼崎 三男子 生年月日 22.5.24 居住形態 同居 障害者に該当する場合 身精療

扶養親族(配偶者を除く) 氏名 尼崎 翔太 孫 生年月日 15.1.10 居住形態 同居 障害者に該当する場合 身精療

16歳未満の扶養親族を有する場合はこちらにご記載ください。

3. 平成29年中に収入がなかった場合の記載欄

ア. 次の者の扶養によって生活していた氏名 続柄 同居・別居(別居の場合はその住所を記入してください)

住所

勤務先名等

イ. 遺族年金・障害年金・雇用保険等を受給していたウ. その他(収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか)

源泉徴収票、給与支払明細書、その他収支を確認できるものを添付(コピー可)又は提示してください。また、控除を受けようとする場合は、控除証明書や領収書等の添付(コピー可)又は提示が必要です。

4. 収入欄 (平成29年)

所得の種類	①収入金額	②必要経費	③専従者控除額	3	差引金額(円)	
事業等	円	円	円			
業農業	円	円	円			
不動産	円	円	円			
配当	円	円	円			
給与	円	円	円	0 2 2	2 4 4 5 6 0 0	
雑	①厚生年金・共済年金 1,398,500円	②国民年金 円	③年金基金 250,000円	④その他 円	0 3 1	1 6 4 8 5 0 0
一時	①収入金額 円	②必要経費 円	③特別控除額 円	④その他 円	0 3	

年金を受給されている場合は、この各欄に収入金額及びその合計金額を記載してください。

給与収入の場合は、この欄に記載してください。

(ご注意ください!) あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

5. 控除欄 (平成29年1月1日から平成29年)

雑損控除 損害の原因 損害の年月日 損害額

医療費控除 医療を受けた人の氏名 続柄 ①支払った医療費等 ②保険金など受補てられる金額 ③区分

社会保険料控除 ①国民健康保険(後期高齢者医療保険料) ②国民年金保険料 ③その他の社会保険料(介護保険料等)

小規模企業等掛金控除 ①支払った小規模企業共済等掛金等 ②収入金額

生命保険料控除 新契約(平成24年1月1日以後の締結分) 旧契約(平成23年12月31日以前の締結分)

地震保険料控除 地震保険料支払額 旧長期損害保険料支払額(平成18年12月31日までの締結分)

寄附金控除 都道府県・市区町村分 101 兵庫県内の共同募金会・日本赤十字会 100 兵庫県 条例指定寄附金 118 尼崎市 条例指定寄附金 119

個人年金分 介護医療分

勤務先等から天引きされた健康保険料や厚生年金保険料等の金額の他、介護保険料などの支払額を記載する欄です。

6. 納付方法

収入がなかった場合は、この欄に記載してください。

ア 扶養されていた場合

イ 遺族年金・障害年金・雇用保険等を受給していた場合

ウ その他

8. 関係する事項

備考欄

別紙「申告について」の欄を参照してください。

国民健康保険料の支払金額を表示しています。支払金額が不明の場合は参考にしてください。(ただし、この表示はあなたが、「国民健康保険の世帯主」の場合は表示されますが、世帯主以外の場合は表示されません。)

源泉徴収票又は各種領収書はここに添付してください。

平成30年度 市民税・県民税控除額等

□ 所得控除額等 単位：円

雑損控除	差引損失額－総所得金額等の合計額×10％＝A 差引損失額のうち災害関連支出額－5万円＝B A又はBのいずれか多い方の金額 〔注〕差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額
------	---

医療費控除	（支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額）－（10万円と「総所得金額等の合計額の5％」とのいずれか少ない方の金額）〔注〕200万円が限度額
-------	--

セルフメディケーション推進のための スッチOTC業控除 医療費控除の特別	（対象医薬品の購入金額－保険金等で補てんされる金額）－12,000円＝控除額〔注〕88,000円が限度額
---	--

社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額
---------	---------------

小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び国民年金基金連合会の個人型年金掛金の合計額
--------------	--

生命保険料控除	下記、アからオの合計額（上限70,000円）
○ 旧契約に係る控除（平成23年12月31日以前の契約分）	
ア 一般生命保険料控除	支払額 控除額 ① 15,000以下……………支払保険料の金額 ② 40,000以下……………支払額× $\frac{1}{2}$ ＋7,500 ③ 70,000以下……………支払額× $\frac{1}{4}$ ＋17,500 ④ 70,001以上……………35,000
イ 個人年金保険料控除	アに同じ
○ 新契約に係る控除（平成24年1月1日以後の契約分）	
ウ 一般生命保険料控除	支払額 控除額 ① 12,000以下……………支払保険料の金額 ② 32,000以下……………支払額× $\frac{1}{2}$ ＋6,000 ③ 56,000以下……………支払額× $\frac{1}{4}$ ＋14,000 ④ 56,001以上……………28,000
エ 介護医療保険料控除	ウに同じ
オ 個人年金保険料控除	ウに同じ
注	新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合旧契約分と新契約分それぞれで計算した合計額（上限28,000円）

地震保険料控除	⑦ 地震保険料の支払保険料 支払額の $\frac{1}{2}$ （但し、支払額50,000円以上は、25,000） ⑧ 長期損害保険契約の支払保険料（期間10年以上で満期返戻金のあるもの）(H18.12.31までに締結したもの) 支払額 控除額 ① 5,000以下……………支払保険料の金額 ② 15,000以下……………支払額× $\frac{1}{2}$ ＋2,500 ③ 15,001以上……………10,000 〔注〕⑦＋⑧の最高限度額……………25,000
---------	---

□ 給与所得額の計算方法

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
651,000円未満	0円
651,000円～1,619,000円未満	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円～1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円～1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円～1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円～1,800,000円未満	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ （小数点第1位以下切捨て）×4,000×60％
1,800,000円～3,600,000円未満	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ （小数点第1位以下切捨て）×4,000×70％－180,000円
3,600,000円～6,600,000円未満	$\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ （小数点第1位以下切捨て）×4,000×80％－540,000円
6,600,000円～10,000,000円未満	収入金額×90％－1,200,000円
10,000,000円～	収入金額－2,200,000円

障害者控除	障害者一人につき……………260,000 但し、特別障害者は……………300,000 同居特別障害者は……………530,000
-------	---

寡婦（寡夫）控除	一般の寡婦又は寡夫……………260,000 特定の寡婦……………300,000
----------	--

勤労学生控除	260,000
--------	---------

配偶者控除	区 分	控 除 額
配偶者控除	控除対象配偶者	330,000
	老人控除対象配偶者 昭23.1.1以前生まれ	380,000

配偶者特別控除 （所得1千円以下）	控除対象配偶者以外	
	配偶者の合計所得額	控除額
	38万円超～45万円未満	33万円
	45万円～50万円未満	31万円
	50万円～55万円未満	26万円
	55万円～60万円未満	21万円
	60万円～65万円未満	16万円
	65万円～70万円未満	11万円
	70万円～75万円未満	6万円
	75万円～76万円未満	3万円
76万円以上	0円	

扶養控除	区 分		控 除 額
	一般の扶養親族 平11.1.2～平14.1.1生まれ 昭23.1.2～平7.1.1生まれ	330,000	
	特定扶養親族 平7.1.2～平11.1.1生まれ	450,000	
老人扶養親族 昭23.1.1以前生まれ	同居老親等以外	380,000	
	同居老親等	450,000	

基礎控除	330,000
------	---------

□ 公的年金等に係る雑所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳以上の人	330万円未満	(A)－120万円
	330万円～410万円未満	(A)×75％－37.5万円
昭28.1.1以前生まれ	410万円～770万円未満	(A)×85％－78.5万円
	770万円以上	(A)×95％－155.5万円
65歳未満の人	130万円未満	(A)－70万円
	130万円～410万円未満	(A)×75％－37.5万円
昭28.1.2以降生まれ	410万円～770万円未満	(A)×85％－78.5万円
	770万円以上	(A)×95％－155.5万円

□ 税額控除額（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者	次の①と②のいずれか小さい額の5％（市民税3％、県民税2％）に該当する金額
①	下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②	合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（市民税3％、県民税2％）に相当する金額
①	下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②	合計課税所得金額から200万円を控除した金額

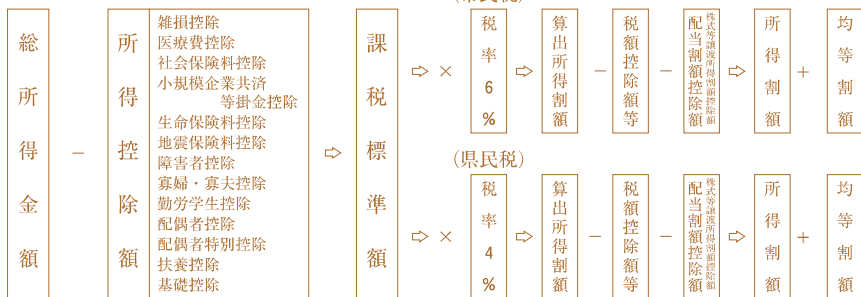
控除の種類	金額	控除の種類	金額		
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般	5万円	
普通	1万円		老人	10万円	
障害者控除	特別	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	
	同居特別		22万円	40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	扶養控除	老人	一般	5万円
	特別			5万円	特定
寡夫控除	1万円	同居老親等以外	10万円		
勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円		

□ 税額控除額（寄附金税額控除）

都道府県・市町村等の自治体、兵庫県共同募金会・日本赤十字社及び兵庫県内の認定特定非営利活動法人等に対して2千円を超える寄附をされた場合

- 控除対象寄附金額
「寄附金の合計額」または「総所得金額等の合計額の30％」とのいずれか少ない方の金額
- 控除額の計算
 - 基本控除
(控除対象寄附金額－2千円)×10％(市民税6％、県民税4％)
 - 特例控除(都道府県・市町村等への寄附の場合)
(控除対象寄附金額－2千円)×(90％－(0％～45％)×1.021)・・・(市民税 $\%$ 、県民税 $\%$)
※ 下線部分は所得税の限界税率(所得税の計算の際に適用された税率)
※ 特例控除は所得割額の20％が限度となります。
 - ①と②の合計額を所得割額から控除します。

□ 市民税・県民税の計算のあらまし



※均等割額 市民税 3,500円 県民税 2,300円
(東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度～平成35年度までの10年間に限り、市民税・県民税それぞれに500円が加算されます)
(県民税均等割のうち800円は緑の整備のための「県民緑税」です。県民緑税は平成32年度まで5年間延長課税されています。)

- ここでは、譲渡所得等についてはふれておりませんので、このような所得のある人は、係員にお尋ねください。
- 市民税・県民税について詳しいことをお知りになりたいときは、市民税課までお問い合わせください。
※内容については平成29年12月末日現在の法令に基づいて記載しております。

お問い合わせ先……〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市役所 市民税課

電話 (06) 6489-6246～6248
FAX (06) 6489-6875

□ 税額控除額（配当控除）

種類	課税所得金額		課税所得金額	
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%
			0.15%	

□ 税額控除額（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から33年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか小さい額を控除（市民税3.5、県民税2.5）

- 前年分の所得税から住宅借入金等特別控除を控除しきれなかった額
- 前年分の所得税に係る課税総所得金額等に5％を乗じて得た額（限度額97,500円）。ただし、平成26年4月から平成33年12月までの入居のうち、消費税率8％又は10％で住宅を購入した場合は前年分の所得税に係る課税総所得金額等に7％を乗じて得た額（最高136,500円）

※ 平成11年から18年までの間に入居した上で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法第4条第5条の規定に基づいて算出した金額